令和元年度

ヤング薬物乱用防止指導員のしおり

広島県健康福祉局薬務課

はじめに

　皆さんは，これから「広島県ヤング薬物乱用防止指導員」として活動いただくことになります。

　麻薬・向精神薬，覚醒剤，大麻といった規制薬物や危険ドラッグといわれる指定薬物の乱用は，犯罪行為というだけでなく，使用した人の健康や生命を害し，家族や友人関係の崩壊など社会・経済生活に悪影響を及ぼす可能性のある大変危険な行為です。

　現在，広島県においても，数多くの人が薬物の乱用により検挙され，また，治療を受けています。

　検挙状況でいうと，全検挙者の７割を占める覚醒剤は，やめようと思ってもやめれないと言われるように精神依存性が非常に強く，再び乱用して検挙される人の割合も非常に高くなっています。また，近年，大麻による検挙者は増加傾向にあり，特に２０歳代以下の割合が５割を超えるなど，他の薬物に比べて若者による犯罪が多いのが特徴です。

　薬物乱用は，遊び友達，同級生や先輩，職場仲間など身近な人から勧められていつの間にか始めたケースや，海外旅行の解放感から始めるケースなど様々です。一人ひとりが，一度使用してしまうと取り返しのつかないことになるという危険性を理解して，一度でも使用しないことを心がけることが大切です。

　ヤング指導員になられた皆さんには，地域の指導者としてだけではなく，「小・中・高校生のお兄さん・お姉さん」として，また「同じ大学生」として，小・中・高等学校や大学等において薬物の危険性の理解を深めてもらうための取組を継続して行っていただきたいと願っています。

　このしおりは，皆さんによる薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」運動への取組の一助としてもらうために作成しました。お手元に置いて，日々の活動の参考にしていただければ幸いです。

薬務課課長　應和卓治

目　　　　次

１　ヤング薬物乱用防止指導員の心構えと活動・・・・・・・・・・・・・・・・・１

(1) ヤング指導員の心構え

(2) ヤング指導員の活動

２　啓発活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

(1) 在学する大学内での薬物乱用防止啓発活動

(2) ６２６ヤング街頭キャンペーンへの参加

(3) その他の薬物乱用防止啓発活動

３　教育活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

(1) 薬物乱用防止教室の目的

(2) 薬物乱用防止教室の講義内容

４　活動報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

５　関係連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

(1) 薬物依存症に関する相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・5

(2) 薬物犯罪に関する相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

(3) 薬物一般に関する相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

６　薬物と薬物乱用の実態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

(1) 薬物と心身への影響 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

(2) 薬物乱用の実態 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

 ア 覚醒剤事犯検挙状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

 イ 大麻事犯検挙状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

 ウ 麻薬・向精神薬事犯検挙状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・10

 エ あへん事犯検挙状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

 オ シンナー事犯補導状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

 カ 危険ドラッグ関係事犯検挙状況 ・・・・・・・・・・・・・・・11

７　関係規程等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

■　広島県ヤング薬物乱用防止指導員設置及び部会運営要領 ・・・・・12

■　薬物乱用防止啓発用視聴覚教材一覧 ・・・・・・・・・・・・・・13

■　薬物乱用防止指導員制度の概要(令和元年度) ・・・・・・・・・・17

【コラム】薬物乱用とは？

　薬物乱用は，社会規範から逸脱した目的や方法で薬物を自己摂取する次の「行為」です。

　①　医薬品を本来の目的から逸脱した用法や用量あるいは目的のもとに使用すること

　②　医療目的にない薬物を不正に使用すること

　もともと医療目的の薬物は，治療や検査のたに使われます。それを遊びや快感を得るために使用した場合は，例え１回使用しただけでも乱用に当たります。

１　ヤング薬物乱用防止指導員の心構えと活動

 (1)　 ヤング薬物乱用防止指導員（以下「ヤング指導員」という。）の心構え

皆さんは，麻薬・向精神薬，覚醒剤，大麻といった規制薬物や危険ドラッグといわれる指定薬物（以下「薬物」といいます。）の乱用が，使用者本人の身体や社会・経済生活に深刻な影響を与えるだけでなく，本人の家族・友人など周りの大切な人々に悲しみや苦しみを与えるものであることを自覚し，そのような悲劇を決して起こさない社会にしていくための取組に自ら参加しているのだという自信と誇りを持って活動してください。

 (2)　ヤング指導員の活動

ア　活動目的

皆さんの活動は，薬物の乱用を未然に防止することを目的としています。

イ　活動内容

薬物乱用の防止には，全ての年代に向けた継続的な広報・啓発に加え，学童期からの薬物乱用防止教育の実施が不可欠です。

皆さんには，可能な範囲で，次の活動を行ってもらいます。

【啓発活動】

①　在学する大学内での薬物乱用防止啓発活動

②　広島県が実施する６２６ヤング街頭キャンペーンへの参加

③　その他の薬物乱用防止啓発活動

【教育活動】

④　地域の小・中学校等での薬物乱用防止教室の開催

【コラム】知り合いに薬物を勧められたら？

　言葉で断ることができる場合は，「はっきり，きっぱり」断ると相手が諦める可能性が高くなります。しかし，身近な知り合いから誘われた場合は，「断ることが正しい」と知っていても，「仲間はずれにされるのが怖い」，「場の空気を壊してしまう」と不安になるかもしれません。

　薬物は，「一回だけと思って始めても，使用する量や回数がどんどん増えて，自分の意思ではやめることができなくなり」，「あなたの身体を蝕むだけでなく，家族・友人・先生など自分が大切に思う人・自分を大切に思ってくれる人との関係，これからやりたいことや将来の夢を壊す」ということ忘れないでください。きっと自分を大切にするための選択ができるはずです。

２　啓発活動について

啓発活動として皆さんに実施してもらいたい具体的内容は，次のとおりです。

学業等の負担にならないよう，可能な範囲での協力をお願いします。

(1)　在学する大学内での薬物乱用防止啓発活動

学生・教員への薬物の危険性の周知等の大学が実施する取組への協力を求められた場合に，協力をお願いします。

(2)　６２６ヤング街頭キャンペーンへの参加

６月２６日は国連の「国際麻薬乱用撲滅デ―」です。この日を含む６月２０日から７月１９日までの１か月間が，「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施期間とされています。

皆さんには，この期間を中心に実施される街頭キャンペーン（普及・啓発，募金活動）への参加をお願いします。

■６２６ヤング街頭キャンペーンへのヤング指導員の参加までの流れ

① 【薬 務 課⇒所属大学】参加予定者の取りまとめを依頼（５月中旬）

② 【所属大学⇒薬 務 課】参加予定者名簿を提出（６月初旬）

③ 【薬務課⇒地区協議会】参加予定者の情報を提供

④ 【地区協議会⇒薬務課】キャンペーン実施要領等を提出

⑤ 【薬 務 課⇒所属大学】キャンペーン実施要領等を送付

⑥ 【所属大学⇒薬 務 課】各ヤング指導員の連絡先情報を提供

⑦ 【薬務課⇒地区協議会】連絡先情報を提供

⑧ 【地区協議会⇒ヤング指導員】活動内容等の連絡　⇒キャンペーン参加

(3)　その他の薬物乱用防止啓発活動

○　各地区の薬物乱用防止指導員協議会で実施する啓発活動として，市・町・区民まつり等でのパンフレット配布などが行われます。地区の協議会からの案内があった場合は，都合のつく範囲で協力をお願いします。

○　広島県では，啓発用の視聴覚教材の貸出しを行っていますので，積極的に活用してください。

３　教育活動(薬物乱用防止教室の開催)について

皆さんには，今後，小学校や中学校などにおいて，薬物乱用防止に関する講義を行っていただきたいと考えています。

最初は，いろいろと不安があると思いますが，まずは，ライオンズクラブ336-C地区主催の「薬物乱用防止教育認定講師養成講座」を受講してもらってから，初回の講義はベテランの講師に同行して現場(教室)を経験してもらうことから始めますので，安心して講師としての活動を行ってください。

 (1)　薬物乱用防止教室の目的

生徒が，以下の３点を学ぶことで，自らの判断で薬物乱用のきっかけそのものを排除し，誘いを拒否することができるようになることを目的とします。

① 薬物乱用の定義と，その影響に関する正しい知識について

② 薬物の誘いに対して危険を察知し，断ることが大切であることについて

③ 自分がかけがえのない存在であることについて(自己肯定感を育む)

 (2)　薬物乱用防止教室での講義内容

ア　薬物乱用についての知識

薬物乱用の意味を知り，覚醒剤・大麻・危険ドラッグといった違法薬物に加え，医薬品の乱用など，主に乱用されている危険な薬物について理解する。

イ　薬物乱用が心身にもたらす影響

薬物は脳の回路を壊し，脳を変えてしまうことを，そのメカニズムとともに理解させる。また，薬物乱用の恐ろしさが，その精神毒性(精神病を引き起こす作用)と依存の形成にあることを理解させる。

ウ　薬物乱用が社会にもたらす影響

薬物乱用が，乱用者だけでなく周囲の人たちも巻き込むものであることを理解させ，多くの事件・事故などの要因となり，社会全体の問題となっていることを理解させる。

エ　誘惑に気付く力と対応力

強い自分になるための５つのポイント(①自分が大切に思う人，②自分のことを大切に思ってくれる人，③自分が好きなもの・こと，④これからやりたいこと・将来の夢，⑤薬物についての正しい知識)を考えて記入させ，自分が大切な存在だということを意識させるきっかけを与え，違法な薬物に手を出さない健全な心を育てる。

オ　相談窓口の紹介

薬物に関する疑問や不安などがある場合は，一人で悩まずに相談することの大切さを理解させ，相談する相手や相談窓口に関する知識を伝える。

４　活動報告について

皆さんの活動内容を把握し，県民への広報活動や今後の制度改善等に活用させていただくため，皆さんが実施した啓発・教育活動に関して，次のとおり活動報告を行っていただきます。

■　活動報告の流れ

① 【薬務課⇒ヤング指導員】活動報告の依頼（翌年度３月初旬）

② 【ヤング指導員⇒薬務課】活動報告書の提出（４月下旬まで）

③ 【薬務課⇒地区協議会・所属大学】活動状況に関する情報提供（５月中旬）

④ 【薬務課⇒県ホームページ】活動状況の掲載（５月中旬）

※　報告様式

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 指導員氏名 |  | 所属大学等 |  |
| 項　　　目 | 活動期日 | 活動内容 |
| １　啓発活動 | 令和元年○月○日 | ６２６ヤング街頭キャンペーン参加 |
| ２　教育活動 | 令和元年○月○日 | 広島市○○区○○小学校において，薬物乱用防止教室の講師を務めた。対象児童：○○人講義内容：○○○○について |
| ３　そ の 他 | 令和２年○月○日 |  |

※県庁ホームページ等で紹介しても良い写真等のデータがあれば，添付してください。

５　関係連絡先

 (1) 薬物依存症に関する相談窓口

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分(管轄) | 名　　称 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
| センター | 県全域 | 広島県総合精神保健福祉センター | 731-4311 | 安芸郡坂町北新地2-3-77 | 082-884-1051 |
| 広島市 | 広島市精神保健福祉センター | 730-0043 | 広島市中区富士見町11-27 | 082-245-7731 |
| 保健所 | 大竹市･廿日市市 | 広島県西部保健所(保健課) | 738-0004 | 廿日市市桜尾2-2-68 | 0829-32-3244 |
| 安芸高田市･府中町･熊野町･坂町･安芸太田町･北広島町 | 広島県西部保健所広島支所(保健課) | 730-8511 | 広島市中区基町10-52 | 082-513-5521 |
| 江田島市 | 広島県西部保健所呉支所(厚生保健課) | 737-0811 | 呉市西中央1-3-25 | 0823-22-5994 |
| 竹原市･東広島市･大崎上島町 | 広島県西部東保健所(保健課) | 739-0014 | 東広島市西条昭和町13-10 | 082-422-5048 |
| 尾道市･三原市･世羅町 | 広島県東部保健所(保健課) | 722-0002 | 尾道市古浜町26-12 | 0848-25-4640 |
| 府中市･神石高原町 | 広島県東部保健所福山支所(保健課) | 720-8511 | 福山市三吉町1-1-1 | 084-921-1413 |
| 三原市･庄原市 | 広島県北部保健所(保健課) | 728-0013 | 三次市十日市東4-6-1 | 0824-63-5181(内)3341･3342 |
| 呉市 | 呉市保健所(健康増進課) | 737-0041 | 呉市和庄1-2-13すこやかセンターくれ内 | 0823-25-3541 |
| 福山市 | 福山市保健所(健康推進課) | 720-0032 | 福山市三吉町南2-11-22  | 084-928-3421 |
| 医療機関 | 依存症治療拠点医療機関 | 医療法人せのがわ瀬野川病院 | 739-0323 | 広島市安芸区中野東4-11-13 | 082-892-1055 |
| 依存症専門医療機関 | 医療法人紘友会福山友愛病院 | 720-0832 | 広島県福山市水呑町7302-2 | 084-956-2288 |
| 依存症専門医療機関 | 医療法人社団更生会草津病院 | 733-0864 | 広島市西区草津梅が台10-1 | 082-277-1001 |
| 依存症専門医療機関 | 医療法人正雄会呉みどりヶ丘病院 | 737-0001 | 呉市阿賀北1-15-45 | 0823-72-6111 |

 (2) 薬物犯罪に関する相談窓口

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名 称 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
| 中国四国厚生局麻薬取締部 | 730-0012 | 広島市中区上八丁堀6-30 | 082-227-9011 |
| 広島県警察本部刑事部薬物銃器対策課 | 730-8507 | 広島市中区基町9-42 | 082-228-0110 |
| 広島県警察本部生活安全部少年対策課 | 730-8507 | 広島市中区基町9-42 | 082-228-3993 |
| 広島県健康福祉局薬務課 | 730-8511 | 広島市中区基町10-52 | 082-513-3221 |

 (3) 薬物一般に関する相談窓口

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分(管轄) | 名　　称 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
| - | 県全域 | 広島県健康福祉局薬務課 | 730-8511 | 広島市中区基町10-52 | 082-513-3221 |
| 保健所 | 大竹市･廿日市市 | 広島県西部保健所(生活衛生課) | 738-0004 | 廿日市市桜尾2-2-68 | 0829-32-3244 |
| 安芸高田市･府中町･熊野町･坂町･安芸太田町･北広島町 | 広島県西部保健所広島支所(衛生環境課) | 730-8511 | 広島市中区基町10-52 | 082-513-5533 |
| 呉市･江田島市 | 広島県西部保健所呉支所(衛生環境課) | 737-0811 | 呉市西中央1-3-25 | 0823-25-9511 |
| 竹原市･東広島市･大崎上島町 | 広島県西部東保健所(生活衛生課) | 739-0014 | 東広島市西条昭和町13-10 | 082-422-9353 |
| 尾道市･三原市･世羅町 | 広島県東部保健所(生活衛生課) | 722-0002 | 尾道市古浜町26-12 | 0848-25-4643 |
| 福山市･府中市･神石高原町 | 広島県東部保健所福山支所(衛生環境課) | 720-8511 | 福山市三吉町1-1-1 | 084-921-1420 |
| 三原市･庄原市 | 広島県北部保健所(生活衛生課) | 728-0013 | 三次市十日市東4-6-1 | 0824-63-5181(内)3352･3353 |

【コラム】友人から相談を受けたら？

　あなたが，相談を受けた時はまず「責めない」，「寄り添う」，「提案する」ということを意識してください。

○責めない：「薬物を選んだことは本人にとって良くないこと。だがそこまで追い詰められた，またはその他の選択肢が考えられない状況だった」ことを理解しておく。（ただし，「だから使ったことは仕方ない」と，行動を認めることはしない）。

○寄り添う：その上で，使わざるを得なかった，使いたい気持ちになる，又は，そのグループから離れるのが難しい，というような気持に寄り添う気持ちを持つ。

○提案する：薬物を乱用する以外にないのか，薬物を乱用している「仲間」や「環境」以外の「居場所」はないのか，などについて一緒に考えてみる。

　さらに，薬物乱用に関わる問題の解決には，専門的な知識や経験が必要となります。広島県には「広島県精神保健福祉センター（パレアモア）」という専門の相談機関があり，秘密厳守で相談を受け付けてくれるところがあるということを伝えてください。

６　薬物と薬物乱用の実態

(1)　薬物と心身への影響

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 中枢作用 | 薬物のタイプ | 精神依存 | 身体依存 | 耐性 | 催幻覚 | 乱用時の主な症状 | 離脱時の主な症状 | 精神毒性 | 分類(※1) |
| 抑制 | あへん類ヘロインモルヒネ等 | ＋＋＋ | ＋＋＋ | ＋＋＋ | ― | 鎮痛,縮瞳便秘呼吸抑制血圧抑制傾眠 | 瞳孔散大流涙,鼻漏嘔吐,腹痛下痢,焦燥苦悶 | ― | 麻薬 |
| パルビツール類 | ＋＋ | ＋＋ | ＋＋ | ― | 鎮静，催眠麻酔運動失調，尿失禁 | 不眠,振戦痙攣発作せん妄(※2) | ― | 向精神薬 |
| アルコール | ＋＋ | ＋＋ | ＋＋ | ― | 酩酊脱抑制運動失調尿失禁 | 発汗,不眠抑うつ振戦,吐気嘔吐痙攣発作せん妄 | ＋ | その他 |
| ベンゾジアゼピン類（トリアゾラム等） | ＋ | ＋ | ＋ |  | 鎮静，催眠運動失調 | 不安,不眠振戦痙攣発作せん妄 | ― | 向精神薬 |
| 有機溶剤トルエンシンナー有機溶剤等 | ＋ | ± | ＋ | ＋＋ | 酩酊脱抑制運動失調 | 不安,焦燥不眠,振戦 | ＋＋ | 毒物劇物 |
| 大　　　麻マリファナハシッシ等 | ＋ | ± | ＋ | ― | 眼球充血感覚変容情動変化 | 不安,焦燥不眠,振戦 | ＋ | 大麻 |
| 興奮 | コカイン | ＋＋＋ | ― | ― | ― | 瞳孔散大血圧上昇興奮,不眠痙攣発作食欲低下 | (※3)脱力抑うつ焦燥,過眠食欲亢進 | ＋＋ | 麻薬 |
| 覚醒剤メタンフェタミンＭＤＭＡ等 | ＋＋＋ | ― | ＋ | ―(※4) | 瞳孔散大血圧上昇興奮,不眠食欲低下 | (※3)脱力抑うつ焦燥,過眠食欲亢進 | ＋＋＋ | 覚醒剤(※5) |
| ＬＳＤ | ＋ | ― | ＋ | ＋＋＋ | 瞳孔散大感覚変容 | 不詳 | ± | 麻薬 |
| ニコチン(たばこ) | ＋＋ | ± | ＋＋(※6) | ― | 鎮静あるいは発揚食欲低下 | 不安,焦燥集中困難食欲亢進 | ― | その他 |

 注　＋－：有無及び相対的な強さを表す。ただし，各薬物の有毒性は，上記の＋-のみで評価されるわけでなく，結果として個人の社会生活及び社会全体に及ぼす影響の大きさも含めて総合的に評価される

 (※1)　法律上の分類，(※2)　せん妄：不安，不眠，幻視，幻聴，精神運動興奮

 (※3)　離脱症状といわず，反跳現象という，(※4)　MDMAでは，催幻覚＋

 (※5)　MDMAは，法律上は麻薬に分類，(※6)　主として急性耐性

【コラム】依存・耐性とは？

○精神依存：薬物が欲しいという気持ちに抗しきれず，自制が効かなくなる状態

○身体依存：薬物が生体内に，ある一定時間存在し続けることによって，その人の生体にある種の馴化を引き起こし，薬物が生体内に存在する時には，精神的にも身体的にもさほど問題を生じないが，薬物が切れてくると様々な症状を引き起こす状態

○耐　　　性：連用することによってその薬物が効きにくくなる状態

(2)　薬物乱用の実態(覚醒剤等薬物乱用者検挙・補導状況（平成３１年３月３１日現在）)

 （注１）全国の値は，厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による。（特に記載のあるものを除く。）

 （注２）３０年の全国の値は，警察庁確定値。（特に記載のあるものを除く。）

 （注３）３０年の広島県の値は，広島県警察本部暫定値

ア　覚醒剤事犯検挙状況

日本における覚醒剤事犯の検挙人数は薬物事犯の71％以上を占め，もっとも多くなっています。覚醒剤事犯の特徴としては，再犯者の比率が高いことが挙げられ，平成30年における検挙人員のうち，再犯者は6,521人(66.1%)と６割以上を占める高水準で，依然として憂慮すべき状況です。また，未成年者の検挙人員は，平成13年に1,000人を割って以降，一貫して減少傾向にありましたが，平成27年以降は増減を繰り返しています。

 (ア) 全国・広島県事犯検挙件数・人員

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区 分 | 2１年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 |
| 広島 | 件数 | 278 | 283 | 277 | 216 | 175 | 220 | 255 | 294 | 186 | 189 |
| 人員 | 176 | 192 | 187 | 160 | 128 | 147 | 163 | 177 | 127 | 119 |
| 全国 | 件数 | 16,468 | 17,163 | 17,109 | 16,689 | 15,472 | 15,571 | 16,168 | 15,374 | 14,496 | 14,135 |
| 人員 | 11,873 | 12,200 | 12,083 | 11,842 | 11,127 | 11,148 | 11,200 | 10,607 | 10,284 | 9,868 |
| 再犯者率(％) | 57.8 | 59.1 | 59.2 | 61.1 | 62.8 | 64.5 | 64.6 | 64.9 | 65.5 | 66.1 |

 (イ) 広島県における検挙者内訳

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 |  検挙 人員 | 成 人 少 年 別 | 男 女 別 | 暴力団その他別 | 計 |
| 成 人 | 少 年 | 男(少年) | 女(少年) | 暴力団 | その他 |
| 21年 | 176 | 173 | 3 | 146( 0) | 30( 3) | 44 | 132 | 176 |
| 22年 | 192 | 190 | 2 | 140( 0) | 52( 2) | 32 | 160 | 192 |
| 23年 | 187 | 186 | 1 | 144( 0) | 43( 1) | 32 | 155 | 187 |
| 24年 | 160 | 159 | 1 | 130( 0) | 30( 1) | 26 | 134 | 160 |
| 25年 | 128 | 126 | 2 |  98( 2) | 30( 0) | 31 | 97 | 128 |
| 26年 | 147 | 146 | 1 | 111( 0) | 35( 1) | 35 | 112 | 147 |
| 27年 | 162 | 162 | 0 | 140( 0) | 22( 1) | 26 | 136 | 162 |
| 28年 | 177 | 175 | 2 | 148( 0) | 29( 2) | 19 | 158 | 177 |
| 29年 | 127 | 127 | 0 | 101( 0) | 26( 0) | 24 | 103 | 127 |
| 30年 | 119 | 117 | 2 |  95( 0) | 24( 2) | 11 | 108 | 119 |

 （注1） 成人少年別・男女別は，県警察本部及び中国四国厚生局麻薬取締部分

 （注2） 暴力団その他別は，県警察本部分

 (ウ) 全国における検挙者内訳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 検　 挙人　 員 | 成 人 少 年 別 | 男 女 別 |
| 成 人 | 少 年 | 男 | 女 |
| 21年 | 11,873 | 11,615 | 258 | 9,429 | 2,444 |
| 22年 | 12,200 | 11,972 | 228 | 9,572 | 2,627 |
| 23年 | 12,083 | 11,898 | 185 | 9,584 | 2,499 |
| 24年 | 11,842 | 11,694 | 148 | 9,459 | 2,383 |
| 25年 | 11,127 | 11,002 | 125 | 8,883 | 2,244 |
| 26年 | 11,148 | 11,054 |  94 | 8,924 | 2,224 |
| 27年 | 11,200 | 11,081 | 119 | 8,962 | 2,238 |
| 28年 | 10,607 | 10,321 | 136 | 8,346 | 2,111 |
| 29年 | 10,284 | 10,191 |  93 |  |  |
| 30年 | 9,868 |  9,772 |  96 |  |  |

 (エ) 広島県における少年の検挙者内訳

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 検挙人数 | 中学生 | 高校生 | 大学生・専門学校生徒 | 有 職少　年 | 無　職少　年 |
| 21年 | ３ | ０ | ０ | ０ | １ | ２ |
| 22年 | ２ | ０ | ０ | ０ | ２ | ０ |
| 23年 | １ | ０ | ０ | １ | ０ | ０ |
| 24年 | １ | ０ | ０ | ０ | ０ | １ |
| 25年 | ２ | ０ | ０ | ０ | ２ | ０ |
| 26年 | 1 | ０ | ０ | ０ | ０ | 1 |
| 27年 | ０ | ０ | ０ | ０ | ０ | ０ |
| 28年 | ２ | ０ | １ | ０ | ０ | １ |
| 29年 | ０ | ０ | ０ | ０ | ０ | ０ |
| 30年 | ２ | ０ | ０ | ０ | ０ | ２ |

 (注)　県警察本部及び中国四国厚生局麻薬取締部分

 (オ) 全国における中学生・高校生の検挙者の推移

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 |
| 中学生 | ６ | ７ | ４ | ３ | １ | ２ | １ | ７ | ０ | ３ |
| 高校生 | ２５ | ３０ | ２５ | ２２ | １５ | １２ | １４ | １８ | ８ | １３ |

 （注）高校生の人数には，成年者の在校生が含まれている。

 (カ) 全国・広島県覚醒剤押収状況 (単位:広島県g，全国㎏)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 |
| 広島 | 492.8 | 2243.846 | 522.044 | 121.6 | 356.535 | 521.071 | 5235.758 | 117.603 | 269.418 | 332.010 |
| 全国 | 369.5 | 310.7 | 350.9 | 466.6 | 846.5 | 570.2 | 431.8 | 1,521.4 | 1,136.6 | 1138.6 |

 (注) 広島県の数値は，県警察本部及び中国四国厚生局麻薬取締部分

イ　大麻事犯検挙状況

「平成30年における組織犯罪の情勢（警視庁）」によれば，大麻事犯の検挙者数は薬物事犯全体の25％以上を占め，覚醒剤に次いで多くなっています。平成21年をピークに減少傾向にありましたが，平成26年からは増加に転じました。この時期は，ちょうど危険ドラッグの規制が強化されたことから，危険ドラック使用者が大麻へと移行した可能性が示唆されていましたが，危険ドラッグの事件や事故が減少して数年が経過し，関連性が薄れている昨今でも未だに検挙者数が増え続けています。平成30年には，大麻使用による検挙者数は3,578人にのぼり，うち少年及び20歳代では1,950人と大きく増加しています。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 |
| 広島 | 件数 | 63 | 41 | 14 | 35 | 26 | 24 | 32 | 67 | 67 | 60 |
| 人員 | 48 | 40 |  7 | 22 | 16 | 17 | 21 | 47 | 55 | 41 |
| 全国 | 件数 | 4,057 | 3,151 | 2,402 | 2,311 | 2,144 | 2,416 | 2,825 | 3,600 | 4,192 | 4,687 |
| 人員 | 3,087 | 2,367 | 1,759 | 1,692 | 1,616 | 1,813 | 2,167 | 2,722 | 3,218 | 3,578 |
| 未成年 |  214 |  164 |  82 |  67 |  61 |  80 |  144 |  211 |  301 |  429 |
| 中学生 |  5 |  11 |  1 |  0 |  0 |  3 |  3 |  2 |  2 |  7 |
| 高校生 |  34 |  18 |  15 |  18 |  10 |  19 |  24 |  32 |  53 |  74 |
| 栽培事犯 |  254 |  172 |  118 |  128 |  98 |  118 |  111 |  147 |  174 |  152 |
| 再犯率(％) | 15.0 | 18.0 | 19.7 | 19.4 | 22.3 | 21.4 | 23.2 | 22.4 | 23.7 | 23.4 |

 (注１) 広島県の数値は，県警察本部及び中国四国厚生局麻薬取締部

 (注２) 全国の未成年，中学生，高校生，栽培事犯は，内数

ウ　麻薬・向精神薬事犯検挙状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区 分 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 |
| 広島 | 件数 |  19(0) |  9(0) |  15(10) |  37(1) | 111(0) |  32(2) |  7(1) |  5(1) |  7(2) |  6（2） |
| 人員 |  10(0) |  4(0) |  15(12) |  30(1) |  51(0) |  16(1) |  8(1) |  4(1) |  6(2) |  5（2） |
| 全国 | 件数 | 844(37) | 760(56) | 669(79) | 599(77) | 920(62) | 706(47) | 813(69) | 878(99) | 921(70) | 862 |
| 人員 | 429(31) | 375(43) | 346(63) | 341(59) | 540(56) | 452(49) | 516(42) | 505(105) | 505(75) | 415 |

 (注１) ( )内は,向精神薬事犯の内数

 （注２）広島県の数値は，県警察本部及び中国四国厚生局麻薬取締部分。２４年，２７年，３０年の数値は，広島県健康福祉局分を含む。

エ　あへん事犯検挙状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 |
| 広島 | 件数 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人員 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 全国 | 件数 | 34 | 30 | 16 |  8 | 11 | 24 |  7 | 11 | 12 |  6 |
| 人員 | 28 | 23 | 12 |  6 |  9 | 24 |  4 |  6 | 12 |  1 |

 (注) 広島県の数値は，県警察本部及び中国四国厚生局麻薬取締部分

オ　シンナー等事犯補導状況

 (ア)全国・広島県シンナー等事犯補導状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 |
| 広島 | 件数 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人員 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 全国 | 件数 | 386 | 225 | 102 |  74 |  32 |  14 |  |  |  |  |
| 人員 | - | - | - | - | - | - |  |  |  |  |

 （注１）数値はすべて少年（未成年者）の人数であり，全国の値は警察庁の確定値。

 （注２）平成２７年度からは，警察庁の統計資料から項目が削除。

 (イ)広島県におけるシンナー等事犯補導者の内訳

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 合　計 |  小学生 |  中学生 |  高校生 | 大学生等 |  有 職 少　年 |  無　職 少　年 |
| 21年 | 5 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 1 |
| 22年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 23年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 24年 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 25年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 26年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 27年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 28年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 29年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 30年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

カ　危険ドラッグ関係事犯検挙状況

平成24年から平成26年にかけて，危険ドラッグによる事件や事故が相次ぎました。「合法」や「脱法」，「ハーブ」，「アロマオイル」，「バスソルト」と称して販売され，麻薬や覚醒剤よりも脳や身体に対する害が弱いとの誤解を与えるものが多いのが特徴です。平成26年４月１日に薬事法(現医薬品医療機器等法)が改正され，指定薬物に指定された「危険ドラッグ」は，所持，使用，購入，譲受についても禁止されました。また，その後さらなる規制強化により，路面店は壊滅し，危険ドラッグに起因する事件や事故も減少しましたが，依然として密売が行われていることから，引き続き注意が必要です。

 (ア) 全国における検挙者内訳

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 |
| 医薬品医療機器等法 違 反 | 事件数 | 34 | 21 | 401(312) | 895(671) | 713(495) | 555(390) | 336(231) |
| 人 員 | 57 | 37 | 492(326) | 960(695) | 758(519) | 578(404) | 346(235) |
| 麻 向 法違 反 | 事件数 | 17 | 57 | 80 | 133 | 115 | 56 | 45 |
| 人 員 | 26 | 89 | 98 | 148 | 126 | 56 | 48 |
| 交通関係法令違反 | 事件数 | 19 | 38 | 157 | 36 | 8 | 1 | 1 |
| 人 員 | 19 | 40 | 160 | 36 | 7 | 1 | 1 |
| そ の 他法令違反 | 事件数 | 6 | 9 | 68 | 36 | 28 | 16 | 1 |
| 人 員 | 10 | 10 | 90 | 52 | 29 | 16 | 1 |
| 合計 | 事件数 | 76 | 125 | 706 | 1,100 | 864 | 628 | 383 |
| 人 員 | 112 | 176 | 840 | 1,196 | 920 | 651 | 396 |

 （注1)　警察庁確定値

 (注2)　医薬品医療機器等法違反は，危険ドラッグから指定薬物が検出された場合の検挙

 (注3)　医薬品医療機器等法違反の( )内は，内数で，乱用者による単純所持・使用等

単純所持・使用等には，販売目的等により検挙された供給者側は含まない。

 (注4)　麻向法違反は，危険ドラッグから麻薬が検出された場合の検挙

 （注5)　平成26年から指定薬物以外の医薬品医療機器等法違反は，その他法令違反に計上

 (イ) 広島県における検挙者内訳

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 |
| 医薬品医療機器等法 違 反 | 事件数 | ― | 3 | 20(19) | 66(64) | 26(18) | 18(17) | 9(8) |
| 人 員 | ― | 4 | 21(19) | 50(49) | 26(18) | 7(6) | 3(3) |
| 麻 向 法違 反 | 事件数 | ― | 2 | 1 | 3 | 1 | 0 | 0 |
| 人 員 | ― | 2 | 1 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| 交通関係法令違反 | 事件数 | ― | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人 員 | ― | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| そ の 他法令違反 | 事件数 | ― | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人 員 | ― | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 事件数 | ― | 7 | 25 | 69 | 27 | 18 | 9 |
| 人 員 | ― | 8 | 27 | 52 | 27 | 7 | 3 |

 （注1)　県警察本部及び中国四国厚生局麻薬取締部分

【コラム】　危険ドラッグとは？

規制薬物（覚醒剤，大麻，麻薬，向精神薬，あへん及びけしがら）又は指定薬物（医薬品医療機器等法第２条第15項に規定する指定薬物）に化学構造を似せて作られ，これらと同様の薬理作用を有する物品をいい，規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標榜しながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含みます。

７　関係規程等

■広島県ヤング薬物乱用防止指導員設置及び部会運営要領

（目　的）

第１　この要領は，広島県薬物乱用防止指導員設置要綱第７条の規定により，広島県ヤング薬物乱用防止指導員（以下「ヤング指導員」という。）の設置及び広島県ヤング薬物乱用防止指導員部会（以下「ヤング指導員部会」という。）の運営について必要な事項を定める。

（ヤング指導員）

第２　広島県内に所在する大学及びライオンズクラブにおいて，薬物乱用防止活動を行う，次のいずれかに該当する大学生を，在学する大学長からの通知に基づき，広島県薬物乱用対策推進本部長（以下「本部長」という。）がヤング指導員として委嘱する。

　(1)　ライオンズクラブ国際協会３３６－Ｃ地区及び公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターが共催する「薬物乱用防止教育認定講師養成講座」を受講し，「大学生薬物乱用防止教育認定講師」として認められたもの

　(2)　大学が認定するクラブ・サークルにおいて，薬物乱用防止活動を行うもの

２　本部長は，ヤング指導員として不適当と認める事由がある場合は，委嘱を取り消すことができる。

（任　期）

第３　ヤング指導員の任期は，原則として，大学１年次から６年次までの間とする。

（活動内容）

第４　ヤング指導員は，薬物乱用防止を図るため，ライオンズクラブ，広島県薬物乱用防止指導員と連携を図りながら，次の各号に掲げる活動を行う。

　(1)　在学する大学内での薬物乱用防止啓発活動

　(2)　地域の小・中学校，高等学校等での薬物乱用防止教室の開催

 (3)　広島県が実施する６２６ヤング街頭キャンペーンへの参加

　(4)　その他の薬物乱用防止啓発活動

（経費負担）

第５　ヤング指導員の前条の活動に係る経費は，ライオンズクラブ，大学又は広島県が，別表のとおり負担する。（別表省略）

（部　会）

第６　ヤング指導員の活動支援，情報共有等を図るため，広島県薬物乱用防止指導員協議会にヤング指導員部会を置く。

（会　議）

第７　ヤング指導員部会の会議は，各年度に１回程度開催する。

（事務局）

第８　ヤング指導員部会の事務局は，広島県健康福祉局薬務課内に置く。

（その他）

第９　この要領に定めのない事項については，その都度協議して別に定める。

附　則

　この要綱は，平成３０年２月１日から施行する。

■薬物乱用防止啓発用視聴覚教材一覧

【ＤＶＤ】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和元年７月１日現在

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 題　　　　　名 | 種類 | 映写時間 | 対象者 | 内　　　　　　　　　　容 | 制作 |
| F-28 |  みんなで考えよう！ 「薬物乱用はダメ。 ゼッタイ。」 | DVD | 20分 | 小学校高学年一　般 | 小学生高学年を対象に薬物乱用はなぜ「ダメ。ゼッタイ。」を学ぶ | H18.3 |
| F-29 |  知っておこう！ 薬物乱用は「ダメ。 ゼッタイ。」 | DVD | 20分 | 小学校高学年一　般 | キャンペーンキャラクターの松浦亜弥さんがどうして薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」なのかをダメゼッタイ博士とともに学ぶ | H19.3 |
| F-30 |  みんなで学ぼう！ 薬物乱用は「ダメ。 ゼッタイ。」 | DVD | 20分 | 小学校高学年一　般 | 薬物乱用は脳をダメにすること，未成年の喫煙，飲酒がなぜダメなのか，依存症等について解説 | H20.3 |
| F-31 |  みんなで学ぼう！ 薬物乱用は「ダメ。 ゼッタイ。」改訂版 | DVD | 15分 | 小学校高学年一　般 | F-30を15分に短縮したもの | H21.3 |
| F-32 |  みんなで学ぼう！ 薬物乱用「ﾀﾞﾒ｡ｾﾞｯﾀｲ｡」 大麻(マリファナ)編 | DVD | 17分 | 小学校高学年一 般 | F-31に加え，大麻(マリファナ)について説明を加えたもの | H21.3 |
| F-33※ |  Ｔｒａｐ｢罠｣ | DVD | 25分 | 高校生一　般 | 覚せい剤等を乱用するきっかけを映像化したもの(警察庁作成) | - |
| F-34※ |  ＮＯ！ドラッグ 人生の別れ道 | DVD | 18～30分 | 中学生高校生一　般 | 乱用薬物の基礎知識から，誘われた時の断り方までを映像化18分に短縮可能(東京都作成) | H22.6 |
| F-35 |  薬物乱用は なぜ「ダメ。ゼッタイ。」 | DVD | 15分 | 小学校高学年一　般 | 近野成美さんが案内役で，薬物乱用問題についての正しい知識を解説 | H22.6 |
| F-36 |  「ダメ。ゼッタイ。」 薬物乱用は 脳を破壊する！ | DVD | 15分 | 小学校高学年一　般 | 薬物乱用をすると私たちの最も大切な脳が破壊され，破壊された脳は決して元には戻らないで，依存症になる | H23.6 |
| F-37※ |  「ダメ。ゼッタイ。」 薬物乱用は人をダメに する！ | DVD | 15分 | 小学校高学年一　般 | 「違法ドラッグ（脱法ドラッグ）」も取り上げ，薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」についてわかりやすく解説 | H24.8 |
| F-38※ |  薬物乱用は ダメ。ゼッタイ。 ～脳を科学する～ | DVD | 15分 | 小学校高学年一　般 | 「違法ドラッグ（脱法ドラッグ）」も取り上げ，薬物乱用がなぜ「ダメ。ゼッタイ。」なのか，脳への弊害を科学する | H25.5 |
| F-39※ |  「ダメ。ゼッタイ。君」と 「ダメ。くま君」の 薬物乱用防止教室 | DVD | 15分 | 小学校高学年一　般 | 薬物乱用がなぜ「ダメ。ゼッタイ。」なのか，「ダメ。ゼッタイ。君」と「ダメ。くま君」がわかりやすく説明 | H26.7 |
| F-40※ |  危険ドラッグは“毒”だ！ | DVD | 15分 | 小学校高学年一　般 | 国立精神・神経医療研究センター和田清部長監修のもと，危険ドラッグについて解説 | H26.9 |
| F-41※ |  愛する自分を大切に！ 薬物乱用は ダメ・ゼッタイ！ | DVD | 15分 | 小学校高学年一　般 | 「ダメ。ゼッタイ君」と「ダメ。くま君」の薬物乱用防止教室　パート2薬物乱用はなぜ「ダメ。ゼッタイ。」なのか，危険ドラッグの恐ろしさなどを解説 | H27.7 |
| F-42 |  薬物乱用は ダメ。ゼッタイ。  ～やさしい解説！～ | DVD | 15分 | 小学校高学年一　般 | 埼玉県立精神医療センター協力のもと，薬物乱用がいかに危険で恐ろしいかを医師の話を交え，わかりやすく解説 | H28.8 |

【ＤＶＤ】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 題　　　　　名 | 種類 | 映写時間 | 対象者 | 内　　　　　　　　　　容 | 制作 |
| F-43 |  身近にひそむ薬物乱用 （手話通訳入り） | DVD | 15分 | 小学校高学年一　般 | 現役の小学校養護教諭が，身近にひそむ薬物乱用の危険性を解説 | H29.8 |

【パネル】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 題　　　　　名 | 種類 | 映写時間 | 対象者 | 内　　　　　　　　　　容 | 制作 |
| G-4 |  覚せい剤・シンナーの害 追放 | ﾊﾟﾈﾙ | － | 小学校高学年一　般 | 覚せい剤・シンナーの有害性についての写真を主体としたもの | ― |
| G-5 |  覚せい剤・シンナーの害 | ﾊﾟﾈﾙ | － | 小学校高学年一　般 | 覚醒剤・シンナーの人体への悪影響，薬物乱用の悪循環，薬物乱用のきっかけなどを示したもの(8枚組) | ― |
| G-6 |  薬物乱用の害と 乱用される薬物 | ﾊﾟﾈﾙ | － | 小学校高学年一　般 | 薬物乱用の悪循環及び乱用される薬物の写真を示したもの(10枚組) | ― |

【薬物標本】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 題　　　　　名 | 種類 | 映写時間 | 対象者 | 内　　　　　　　　　　容 | 制作 |
| G-8※ |  模造薬物見本「ドラッグ」 40×30×10.5ｃｍ | 薬物標本 | － | 中学生高校生一　般 | 覚醒剤,大麻草,大麻樹脂,ヘロイン,コカイン,アヘン,ＬＳＤ,向精神薬等の薬物見本（持ち運び可） | ― |
| G-9 |  新薬物見本「ドラッグ」 42.5×25×6cm | 薬物標本 | － | 中学生高校生一　般 | 覚醒剤,大麻草,大麻樹脂,ヘロイン,コカイン，アヘン，ＬＳＤの薬物見本（持ち運び可） | ― |

１　これらの視聴覚教材の貸出を希望される方は，次のところにお問い合わせください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保健所等 | 連絡先 | 所在地 |
| 広島県薬物乱用対策推進本部事務局（広島県健康福祉局薬務課内） | 082-513-3221 | 広島市中区基町10-52 |
| 広島県西部保健所生活衛生課 | 0829-32-1181 | 廿日市市桜尾二丁目2-68 |
| 広島県西部保健所広島支所衛生環境課 | 082-228-2111 | 広島市中区基町10-52 |
| 広島県西部保健所呉支所衛生環境課 | 0823-22-5400 | 呉市西中央一丁目3-25 |
| 広島県西部東保健所生活衛生課 | 082-422-6911 | 東広島市西条昭和町13-10 |
| 広島県東部保健所生活衛生課 | 0848-25-2011 | 尾道市古浜町26-12 |
| 広島県東部保健所福山支所衛生環境課 | 084-921-1311 | 福山市三吉町一丁目1-1 |
| 広島県北部保健所生活衛生課 | 0824-63-5181 | 三次市十日市東四丁目6-1 |

２　貸出しに際して，貸出時に借用依頼書を，返却の際に，活用報告書を提出してください。

３　一覧表に未掲載ですが，１６ｍｍフィルムも所有していますので，お尋ねください。

４　※印は，薬務課と保健所にも保有しています。

令和　　年　　月　　日

広島県薬物乱用対策推進本部長　様

住所（法人の場合：所在地）

氏名（法人の場合：名称・代表者名）

連絡先（TEL等）

薬物乱用防止啓発用ＤＶＤ等の借用について（依頼）

　このことについて，次のとおり活用したいので借用させてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 資　料　名 | □ ＤＶＤ□ 展示パネル　　□ 薬物標本　　□ その他（　　　　　） |
|  |
| 活用実施日 | 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 |
| 活用目的 |  |
| そ　の　他 |  |

薬物乱用防止啓発用ＤＶＤ等の活用報告書

令和　　年　　月　　日

　　広島県薬物乱用対策推進本部長　様

住所（法人の場合：所在地）

氏名（法人の場合：名称・代表者名）

連絡先（TEL等）

|  |  |
| --- | --- |
| 資料名 | □ ＤＶＤ□ 展示パネル　　□ 薬物標本　　□ その他（　　　　　） |
|  |
| 活用実施日 | 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 |
| 活用場所 |  |
| 対象者・人数 |  |
| 感想・意見等 |  |

■薬物乱用防止指導員制度の概要(令和元年度)

|  |
| --- |
| ■関係機関・団体 |
| ・広島県薬剤師会・広島県医薬品登録販売者協会・広島県警察本部生活安全部少年対策課・広島県警察本部刑事部薬物銃器対策課・広島県保護司会連合会・広島県更生保護女性連盟・広島県ＰＴＡ連合会・広島県ＰＴＡ協議会・広島県民生委員児童委員協議会・広島市民生委員児童委員協議会・青少年育成推進市町団体・ライオンズクラブ国際協会336-C発掘 |

|  |
| --- |
|  ■大学広島県（薬務課）※広島県薬物乱用防止指導員設置要綱※薬物専門講師講習会開催要領※広島県ヤング薬物乱用防止指導員設置及び部会運営要領薬物乱用防止活動に熱意と理解のある人推薦依頼推薦委嘱(399)学校等の薬物乱用防止教室講師の育成 |
| ・広島女学院大学(2)・広島国際学院大学(2)・尾道市立大学(1)・福山大学(10)・福山平成大学(3) |

推薦依頼

推薦

委嘱(18)

・大学生薬物乱用防止教育認定講師※ 又は

・大学が認定するクラブ･サークルで,薬物乱用防止活動を行う者

広島県ヤング薬物乱用

防止指導員

【活動内容】ライオンズクラブ及び広島県薬物乱用防止指導員と連携し，次の活動を実施

・大学内での薬物乱用防止啓発活動

・小・中学校，高等学校等における薬物乱用防止教室の開催

・薬物乱用防止に係る626ヤング街頭キャンペーン等への参加　など

・

　　 【活動内容】・啓発強化月間等での街

　　　　頭キャンペーンの実施

・専門分野等に応じた薬物乱用防止教室，講演会，相談の実施

※「薬物乱用防止教育認定講座」修了者

|  |
| --- |
| ■薬物乱用防止教育認定講師養成講座 |
| 主催 | ライオンズクラブ国際協会336-C地区 |
| 共催 | (公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター広島県（H30～） |
| 後援 | 内閣府・厚生労働省・警察庁・文部科学省 |
| 対象 | 薬物乱用防止活動に熱意と理解のある人 |
| 内容(例) | 基礎講座：医学知識，薬物乱用と心身への影響専門講座：薬物乱用の実態実践講座：薬物乱用防止教室の取組と実践専門講座：県の取組と課題 |
| 備考 | 修了者には認定証(有効期限３年)を授与 |

|  |
| --- |
| ■薬物専門講師養成講座 |
| 主催 | 広島県 |
| 共催 | 広島県教育委員会 |
| 対象 | 学校医・学校薬剤師・広島県薬物乱用防止指導員，薬物乱用防止教室講師予定者等 |
| 内容(例) | 説明:薬物乱用の現状と対策，学校・広島市における藥物乱用防止教育講義:薬物乱用防止教育を進める際の留意点と工夫 |
| 摘要 | 修了者は,「薬物専門講師名簿」に登載 |

17